

質問に対する回答書
件名) 関越自動車道 高崎管内舗装補修工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告 (説明書)	入札公告 6-11閲覧資料について、公表されるアスファルトコンクリート混合物価格は、全て有料道路料金を含む価格でしょうか。	有料道路料金を含む価格となります。
2	特記仕様書 5	工事用地等に関する事項について、敷地の使用料金は無償と解釈して宜しいでしょうか。	そのとおりお考えください。
3	特記仕様書 17	業務用プレートについて、備考欄に対象車両が記載されていますが、現場管理職員の連絡車等は対象外と解釈して宜しいでしょうか。	そのとおりお考えください。
4	特記仕様書 20-4	盛土工Dについて、自工区外盛土場の捨土掘削の土を使用しとありますが、盛土場からの運搬費も含む単価と解釈して宜しいでしょうか。	そのとおりお考えください。
5	特記仕様書 20-8-1	加熱アスファルト安定処理路盤工について、施工幅が2.59mであり標準の積算ではないと考えますが、別途歩掛りが公表されると解釈して宜しいでしょうか。	積算内容に関する質問はお答えできません。 設計図書の条件を踏まえて貴社の施工計画に基づき算出してください。
6	特記仕様書 20-10	床版防水工について、端部防水数量及び規格の明示がありません。明示願います。また、端部防水の数量も含んだ単価と解釈して宜しいでしょうか。	端部防水の数量は図面91/116～92/116、図面31/47に示す端部防水詳細図に基づきお考えください。 端部防水の規格については、特記仕様書20-10-2「種別」の表中区分内容に示すとおりです。 また、端部防水は単価に含まれます。
7	金抜設計書 番号70	基礎ぐいについて、数量7.0mとありますが、これは標識柱A1(図面41/104) 1基分(基礎2本)の数量と解釈して宜しいでしょうか。	基礎ぐいの数量7.0mは標識柱A1(図面41/104) 2基分(基礎2本)に対する基礎ぐいの数量3.5m/本×2本とお考えください。
8	金抜設計書 番号98	コンクリートシール工(5cm)について、基面整正は”有り”と解釈して宜しいでしょうか。	コンクリートシール工 t=5cm(夜)について、共通仕様書18-10-4「支払」に記載の通り基面の整形を含みます。
9	特記仕様書 20-17	交通規制工の種別について、A～Fの表記で区別されていますが、これは何を区別したものでしょうか。明示願います。	交通規制工の種別は特記仕様書20-18-1「種別」及び図面100/116～112/116、図面47/47に示す規制図のとおりです。
10	特記仕様書 20-18	交通規制工の種別について、A～Fの表記で区別されていますが、これは何を区別したものでしょうか。明示願います。	交通規制工の種別は特記仕様書20-18-1「種別」及び図面100/116～112/116、図面47/47に示す規制図のとおりです。
11	特記仕様書 20-18	上里SAの規制について、常設規制による分割施工と思われますが、これに関する規制作業はどこに含まれると解釈すれば宜しいでしょうか。明示願います。	上里SAの規制作業は諸経費に含まれます。
12	特記仕様書 20-19	交通保安要員について 配置時間が8時間を越えるものについては残業を含む単価と解釈して宜しいでしょうか。	実働時間が8時間を超える場合、残業時間を含みます。

13	特記仕様書 20-19	交通監視員Bについて、上里SAに昼間配置の監視員とありますが、常設規制に伴う夜間配置の必要はないと解釈して宜しいでしょうか。	上里SAの常設規制に伴う交通監視員の夜間配置は不要とお考えください。
14	特記仕様書 20-31	仮設防護柵の撤去について、材料区分にリース品とありますが、単価については撤去作業のみの単価であり、運搬については一切含まないと解釈して宜しいでしょうか。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
15	割掛対象表参考内訳書	【共通仮設費】有料道路料金費について、往復と解釈して宜しいですか。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。 したがいまして、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
16	割掛対象表参考内訳書	【雑工事費】試験舗装費について、機械運搬費及び現場内移動費も九九むと解釈して宜しいでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。 したがいまして、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
17	割掛対象表参考内訳書	【雑工事費】段差すり付け費について、廃材の運搬～処分費まで含むと解釈しますが、設置及び撤去に関する歩掛りは別途公表されると解釈して宜しいでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。 したがいまして、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
18		SA内施工時の機械置場について、分割施工エリア内での駐機は可能と解釈して宜しいでしょうか。	規制設置中における規制内での施工機械の駐機は可能です。
19	切削オーバーレイ工の積算	施工量が標準に満たない場合が多々発生すると考えられますが、これに関する歩掛りは別途公表されると解釈して宜しいでしょうか。	積算内容に関する質問はお答えできません。 設計図書の条件を踏まえて貴社の施工計画に基づき算出してください。
20	橋梁部の積算	橋梁部は、切削、レベリング、オーバーレイに床版防水工を含めた即日施工と考えますが、これに関する歩掛りは別途公表されると解釈して宜しいでしょうか。	積算内容に関する質問はお答えできません。 設計図書の条件を踏まえて貴社の施工計画に基づき算出してください。